

議案第91号

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定  
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す  
る基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の3条を加える。

（共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第6条の2 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条の4に定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び第165条並びに指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条、第130条、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条までに定めるところによる。

（共生型介護予防サービスに係る管理者の責務）

第6条の3 共生型介護予防サービスの事業を行う者（以下「共生型介護予防サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2、第120条の

4、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(共生型介護予防サービスに係る記録の整備)

第6条の4 共生型介護予防サービス事業者は、利用者に対する共生型介護予防サービスの提供に関する指定介護予防サービス等基準第166条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

第7条第5号中「第67条」を「第67条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成30年改正省令第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第87条から第89条まで及び第95条第3項」に改め、同条第12号中「附則第15条」を「附則第15条、第19条及び第21条」に改め、同条第13号中「及び第18条」を「、第18条、第20条及び第21条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（抄）

（法第115条の2第2項第1号の条例で定める者等）

#### 第6条 省 略

（共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第6条の2 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条の4に定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び第165条並びに指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条、第130条、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条までに定めるところによる。

（共生型介護予防サービスに係る管理者の責務）

第6条の3 共生型介護予防サービスの事業を行う者（以下「共生型介護予防サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防サービス等基準第166条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（共生型介護予防サービスに係る記録の整備）

第6条の4 共生型介護予防サービス事業者は、利用者に対する共生型介護予防サービスの提供に関する指定介護予防サービス等基準第166条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第1条並びに次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1)-(4) 省 略

(5) 指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成30年改正省令第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第87条から第89条まで及び第95条第3項

(6)-(11) 省 略

(12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定介護予防サービス等基準第230条から第235条まで、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに附則第15条、**第19条及び第21条**並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4及び第139条の2

(13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準

第253条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに附則第15条及び第18条、**第20条及び第21条**並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条から第239条まで及び第241条から第243条まで

(14)－(15) 省 略